

第19回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年1月21日（金）午後1時30分

場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法第3条の規定による許可について
- (2) 報告第2号 農地法第4条の規定による許可について
- (3) 報告第3号 農地法第5条の規定による許可について
- (4) 報告第4号 農地法施行規則第29条第1号の届出について
- (5) 議案第1号 農用地利用集積計画及び配分計画について
- (6) 議案第2号 大田原農業振興地域整備計画の変更について
- (7) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について
- (8) 議案第4号 令和4年度農作業標準料金表（案）について
- (9) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (10) 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (11) 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (12) 議案第8号 非農地証明願について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 津久井 勝之 | 2番 笹沼 保治 | 3番 秋本 則夫 |
| 4番 瀧田 歌子 | 5番 佐藤 孝 | 6番 唐橋 洋子 |
| 7番 助川 悦夫 | 8番 阿見 芳 | 9番 高瀬 隆至 |
| 10番 郡司 裕一 | 11番 屋代 幸子 | 12番 森 隆道 |
| 13番 荒井 一夫 | 14番 越沼 良 | 15番 鈴木 賢一 |
| 16番 相馬 和恵 | 17番 木村 光一 | |

6 欠席委員 なし

7 本会に出席した職員

- (1) 農業委員会事務局長 宇津野 豊
- (2) 総括主幹兼農業振興係長 伊藤 甲文
- (3) 農地調整係主査 松本 武久
- (4) 農地調整係主事 長谷川 慎弥
- (5) 農政課農政係主査 佐藤 淳也
- (6) 農政課農政係主査 渡辺 智志
- (7) 農政課農政係主査 菊池 琴乃

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時27分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（宇津野 豊） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） <あいさつ>

ただ今の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第19回農業委員会総会を開催いたします。

それでは議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、3番秋本委員、4番瀧田委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の伊藤係長をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

はじめに報告第1号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。報告件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

事務局（松本 武久） <総会資料説明 4ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。報告件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川慎弥） <総会資料説明 5ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<木村委員挙手>

議 長（荒井 一夫） 木村委員。

木村 光一委員 先月の案件が許可になりましたが、6,645㎡のすべてが、過日の説明では盛土で4mを超える高さになるということによろしいでしょうか。

事務局（長谷川慎弥） あくまで農地の面積が6,645㎡でございまして、申請地の周辺が山林、雑種地の筆が混ざっておりまして、すべて合わせて大凡1万㎡のような計画書になっていることを確認しております。生活環境課の土砂条例に基づく許可内容を拝見したのですが、それについて

も同じく1万㎡弱の許可がなされていることを確認しております。

木村 光一委員 農業委員会では農地の許認可ということですので、この案件が1万㎡くらいになるという認識がなかったので、申請面積を超える部分が我々の範疇ではないというところでしょうか。

事務局 (長谷川慎弥) 農業委員会では農地法の手続きということで、審議するのはあくまで農地の6,645㎡となりますが、土砂を搬入する部分も含めた全体については、土砂条例を所管する生活環境課が判断することになります。しかし、農業委員会がその部分を把握しないということではなく、生活環境課と足並みをそろえて連携して、注意しながら確認をしてまいります。

木村 光一委員 再度の確認ですが、最終的に盛土の高さは4m、面積6,645㎡の農地、で確定すればよいということでしょうか。

事務局 (長谷川慎弥) さようございます。

議長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) ほかに質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。報告件数は4件です。事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料説明 6~9 ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

次に、報告第4号「農地法施行規則第29条第1号の届出について」を議題といたします。事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料説明 10 ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第4号を終わります。

次に議案第1号「農用地利用集積計画及び配分計画について」を上程します。本件は議事参与に該当する案件がありますことから、10番郡司委員、17番木村委員は退室願います。

<郡司委員、木村委員 退室>

議長 (荒井 一夫) 事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 琴乃) <総会資料説明 11~25ページ>

利用権設定等促進事業	計 90件
農地中間管理機構特例事業	計 2件
農地中間管理事業【集積計画】	計 1件
農地中間管理事業【配分計画】	計 3件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 孝委員 資料20ページですが、先ほど説明がありましたJAなすのアグリサポートが1年の期間で更新していく案件が多くあります。これについて今後もこのような1年更新という形をとるのでしょうか。実は人・農地プランの関係もあることから、説明をお願いします。

事務局 (菊池 琴乃) まず、これらの案件が短期間になった理由ですが、更新する前に利用しておりました農地売買等事業について、令和5年までに移行するよう国からの通達が来ております。そのため、令和5年以降も契約が残っているものについては、令和4年中に既存の農地バンク事業、利用権設定等促進事業などに移し替える必要性が出てきております。その際に、単純に賃借料や期間を据え置きにしておく方がスムーズな手続きになるということで本件は期間が短くなっております。

また、人・農地プランとの関係では、担い手が長期間の貸借で集積ができるように政策を誘導していきたいと考えております。ただ、このような個別の更新対応だけでは担い手への集積手続きの手間があるので、人・農地プランの話し合いにより全員で合意し、集積できるようにしていきたいと考えておりますし、農政課としても話し合いの機会を設けさせていただきたいと考えていますので、ぜひよろしくをお願いします。

議長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑等がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号は原案のとおり承認することといたします。

議案審議終了により10番郡司委員、17番木村委員の入室を認めます。

<郡司委員、木村委員 入室>

議長 (荒井 一夫) 次に議案第2号「大田原農業振興地域整備計画の変更」

ついて」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（佐藤 淳也） <総会資料説明 26～40ページ>

農用地区域からの除外 計4件 4,290.64㎡

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員（秋本 則夫） 去る1月18日に事務局とともに現地調査班第2班が現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。

番号1ですが、去年は水稻が作付けされていたようです。既存施設、前回の転用申請地と一体の開発で敷地面積は約3,000㎡になるようです。農地に囲まれてはいますが、農地に影響がないよう都市計画課とも調整するとのことですので、転用することはやむを得ないと思われま

す。番号2ですが、去年は水稻が作付けされていたようです。北側と西側は宅地化されています。農地は南側と接しているのみとなります。狭小な農地で周辺農地に与える影響も限定的と判断し、問題はないと思われま

す。番号3ですが、すでに宅地利用されております。隣接地は、現在農業用倉庫の建築中でした。すでに宅地されており、農地に与える影響は起きていないようです。除外することに問題はないと思われま

す。番号4ですが、すでに倉庫が建築されております。周辺は宅地が建ち並び、隣接している農地が残りますが、影響はないように思われま

す。除外することに問題はないと思われま

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤委員挙手>

議長（荒井 一夫） 佐藤委員。

佐藤 孝委員 番号1になりますが、拡張して自動車修理工場の車両置き場にすることですが、今後も拡張が続いて、さらに宅地化が進むことも予想されるが、大丈夫なのか。

事務局（佐藤 淳也） 申請者の事業規模からしますと、今回の除外面積は妥当であると考えております。今後事業をますます拡大していくこととなれば、今回と同じような審査をする必要があります。周辺の農地、特に東側については基盤整備の区域にも入ってきますので、そちらまで拡張することはないと思います。

議長（荒井 一夫） その他ございますか。

<挙手なし>

- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
 <全委員起立>
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり承認することといたします。
 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について」を上程します。事務局から説明を願います。
- 事務局 (渡辺 智志) <総会資料説明 41～51ページ>
- | | |
|-----------|------|
| 認定農業者新規申請 | 6件 |
| 再認定・計画変更 | 35件 |
| 未更新等 | 14件 |
| 認定農業者予定数 | 843件 |
- <長谷川：No.11の補足説明要求、渡辺：追加説明>
- 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
 <挙手なし>
- 議 長 (荒井 一夫) それでは他に質疑がないようですので採決いたします。
 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
 <全委員起立>
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。
 議案第4号は原案のとおり承認することといたします。
 次に、議案第4号「令和4年度農作業標準料金表(案)について」を上程します。事務局から説明を願います。
- 事務局 (伊藤 甲文) <総会資料に基づき説明 52ページ>
- 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
 <質疑なし>
- 議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。
 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
 <全委員起立>
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は、原案のとおり承認することといたします。
 次に議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は9件です。事務局から説明を願います。

事務局（長谷川慎弥） <総会資料説明 53～54 ページ>

※番号1については取下げのため、申請件数は8件。

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。今回2名の方から報告がございします。はじめに秋本委員。

現地調査担当委員（秋本 則夫） ただ今の農地法第3条の規定による許可申請のうち番号2を除く7件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題は無いと思われまします。以上ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 次に郡司委員お願いしします。

郡司 裕一委員 番号2についてご報告いたします。借受人が新規就農者になるため、本年1月7日金曜日に私と地元の石井推進委員と事務局で話をいたしました。借受人は現在那須塩原市のアパートに住んでいますが、母親の実家が湯津上地区で、父親が所有していた狭原の農地でブドウの栽培をするということでもあります。作物は主にシャインマスカットで、現在は栃木市のブドウ農家で研修を受けながら、県農業大学校を今年3月に卒業予定であります。労働力は当面本人1人で行う予定ですが、農繁期はパートを雇うことを考えています。将来は空いている農地があれば拡大の意向ということ確認しています。以上のことから、定植から収穫まで時間はかかると思いますが、農地を借り受けることに支障はないという判断をいたしましたことをご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員2人の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございせんか。

<鈴木委員挙手>

議長（荒井 一夫） 鈴木委員。

鈴木 賢一委員 番号2についてですが、園芸での新規就農ということですが、園芸は非常にお金がかかりますが、国、県から補助金をもらうことになっていせんか。

事務局（長谷川慎弥） 細かいところまで把握していませんが、農政課で申請を受けておりまして、2月を目途に補助金の審査を行いまして、見込みがあると聞いています。また、本人の方ではその審査を待っていられないので、日本政策金融公庫から融資を受けていることを聞いております。

<木村委員挙手>

議長（荒井 一夫） 木村委員。

木村 光一委員 番号2番ですが、私が担当するわけでしたが、都合で郡司委員に代わっていただきました。譲受人とは以前から湯津上地内の農地探しで案内役をしたり、昨年度の人・農地プランの話し合いでも地域の皆さんに紹介したりしてあります。彼はとても好青年でやる気も十分です。新

規就農になりますが、よろしく申し上げます。

議長 (荒井 一夫) 他にございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 55 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員 (秋本 則夫) 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、現在は適正な管理がなされています。現地は、道路より低いため、かさ上げをし、農地に復元するということですので、耕作がよりしやすくなると思います。許可することに何ら問題はないと思われれます。以上ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は7件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 56～62 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員 (秋本 則夫) 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、現地は適正に管理されております。北側に農地が残り

ますが、畑地利用されており、農地への影響も少ないと判断しました。許可することに問題無いと思われま

す。番号2番ですが、現地は適正に管理されております。西側も建売分譲として開発されており、隣接する農地は北側だけですので、影響はないと判断しました。許可することに問題はないと思

います。番号3番ですが、現地は適正に管理されております。北側は雑種地で、東側と南側に農地があります。東側は一段高くなっており、農地への影響も少ないと思われま

す。番号4番です。現地は雑木があり農地と言

い難い部分もあります。東西に農地がありますが、区画整理地内で宅地化が進むエリアなので、影響はないと判断しました。許可することに何ら問題はないと思

います。番号5番ですが、一部は宅地利用されています。西側に実家があり、北側は宅地となっています。既存敷地に隣接し影響も少なく、本人も過ちを認めていることから、許可することに問題はないと思われま

す。番号6番ですが、令和2年9月総会で審議いただいた土地に隣接し、宅地分譲する計画です。去年は耕作されていたようです。宅地化が進むエリアと思われま

す。番号7番ですが、去年は耕作されていたようです。西側を除く3方向を宅地として利用され、農地への影響も少なく、許可することはやむを得ないと思われま

す。以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号1番から5番は原案のとおり許可することとし、また、6番及び7番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願

います。

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第7号については、申請番号1番から5番は原案のとおり許可することといたします。また、6番及び7番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

次に議案第8号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願

います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 63～64 ページ>
議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願

現地調査担当委員（秋本 則夫） 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、現地は住宅の裏にあり、農地として利用した形跡も見られない状態であり、証明することに支障は無いと見てまいりました。

番号2の申請地は、雑木林となっており、隣接地との境も分からないような状態です。証明することに支障は無いと思われまます。以上報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第8号は原案のとおり証明することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

<近隣農業委員会との合同研修会の実施について>

<湯津上地内法人の現状確認について>

議 長 （荒井 一夫） 皆さまから他にないようなので、以上で第19回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時31分 閉会